



高裁が掲示撤去を不当労働行為と認定

8月28日、東京高裁は、JR東海労大一両分会が1995年12月、大阪府労働委員会に申し立てた不当労働行為事件（組合掲示物不当撤去）の行政訴訟控訴審において、我々の主張を認め「会社による組合掲示物の撤去は不当労働行為ある」とし、会社の不当労働行為を断罪する判決を言い渡しました。

我々の闘いが判例を創る

大阪府労働委員会は、14点の掲示物不当撤去に対して、組合全面勝利の救済命令を下しました。この命令を不服として、会社は中央労働委員会（14点中11点の掲示撤去について不当労働行為を認定）、さらに東京地裁（14点中2点について不当労働を認定）へと行政訴訟を起こしていました。

この判決で、5月の行政訴訟の勝利判決に続き、「組合掲示物不当撤去」に対し2件目の勝利判決を勝ち取りました。これは労働裁判における画期的な大勝利判決といえます。

会社は、この高裁判決を不服とし最高裁に上告することが予測されます。しかし高裁判決が2つの裁判において「会社による掲示物撤去を不当労働行為」と認定したことから、労働裁判における一定の判例が創られたとは明らかなことです。したがって、最高裁判決においても我々の勝利は間違いないものである！

さらに自信をもち職場に根付いた

組合活動を実践しよう！

会社は高裁が認めた不当労働行為を謝罪し

不当な掲示撤去はやめよ！